

教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項

令和4年11月8日
文部科学省高等教育局長決定
令和8年2月27日一部改正

第1 通則

教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令和4年文部科学省告示第131号。以下「規程」という。）に基づく教育課程等特例認定大学等（規程第1条に規定する教育課程等特例認定大学等をいう。以下同じ。）の認定等については、規程のほか、この要項に定めるところにより行うものとする。

第2 認定の基準

教育課程等特例認定大学等の認定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程等特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。）及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- (2) 認定を受けようとする大学等が、第3の申請の日の直近の機関別認証評価において適合認定を受けていること。
- (3) 認定を受けようとする大学等が、第3の申請の日前5年以内において次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと（以下「法令違反等」という。）。
大学等の設置者として行った法令違反等をいう。ただし、役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものについてはこれに含まれるものとする。
 - ② 財政状況が健全でなくなったこと。
大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第3条各号のいずれにも適合しないことをいう。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。
- (4) 次に掲げる事項が、申請計画書において明らかにされていること。
 - ① 申請目的
 - ② 先導的な取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「先導的な教育」という。）を行う学部等

- ③ 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - ④ 先導的な教育の実施内容
 - ⑤ 先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠
 - ⑥ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - ⑦ 実施予定期間
 - ⑧ 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画
- (5) 申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第3 認定の申請

認定を受けようとする大学等の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）は、申請書（様式1）に申請計画書（様式2）及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

第4 認定の手続等

- (1) 文部科学大臣は、第3の申請があった場合には、中央教育審議会大学分科会の下に置かれた「教育課程等特例制度等運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の審査を経て、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。
- (2) 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、第3の申請計画書により大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。また、文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が様式4により認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、運営委員会の審査を経て、当該認定期間を延長することができる。
- (3) 文部科学大臣は、先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第5 公示

- (1) 文部科学大臣は、以下の場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。
 - ① 第4（1）及び第6（1）の規定による認定をしたとき。
 - ② 第4（2）の規定による認定期間の延長を認めたとき。
 - ③ 第6（2）の規定による変更の届出があったとき。
 - ④ 第10の規定による認定の取消しを行ったとき。
- (2) (1) ①の公示は、教育課程等特例認定大学等の申請計画書を踏まえ、先導的な教育の実施内容、当該先導的な教育を行う学部等、その全部又は一部によらないこととされた特例対象規定及び実施予定期間を付して行うものとする。

第6 申請計画書の内容変更

- (1) 教育課程等特例認定大学等は、第3の申請計画書に記載した事項のうち第2(4)②及び③に掲げるものを変更しようとするときは、様式5により申請し、文部科学大臣の認定を受けなければならない。文部科学大臣は、運営委員会の審査を経て、当該認定を行うものとする。
- (2) 教育課程等特例認定大学等は、第3の申請計画書に記載した事項のうち第2(4)②及び③に掲げるもの以外のものを変更する場合には、あらかじめ、様式6によりその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、申請計画書の内容に影響しない誤字脱字等の修正等については、この限りでない。
- (3) (2)に係る変更について、申請計画書の内容を大幅に変更する場合には、新たな認定の申請を行うものとする。

第7 実施状況報告書等

- (1) 教育課程等特例認定大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度の終了後3か月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。
- (2) 教育課程等特例認定大学等は、インターネットの利用により(1)の実施状況報告書に記載すべき事項を公表している場合には、当該事項を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって(1)の実施状況報告書の提出に代えることができる。
- (3) 教育課程等特例認定大学等は、認定期間の終了後3か月以内に、教育効果検証報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。

第8 報告の徴収等

文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が行う先導的な教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該教育課程等特例認定大学等に対し、当該先導的な教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

第9 措置の要求

文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が行う先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該教育課程等特例認定大学等に対し、当該先導的な教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第10 認定の取消し

- (1) 文部科学大臣は、様式7により、教育課程等特例認定大学等から認定の取消し

の申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。

(2) 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が、次のいずれかに該当するときは、運営委員会の審査を経て、当該教育課程等特例認定大学等の認定を取り消すことができる。

- ① 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- ② 先導的な教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。
- ③ 第6(1)の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。
- ④ 第6(2)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ⑤ 第8の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同項の調査に応じなかったとき。
- ⑥ 第9の規定による措置をとらなかったとき。
- ⑦ ①から⑥までのほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。
- ⑧ 認定された後に行われた機関別認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

第11 認定期間に係る特例

教育課程等特例認定大学等が認定を受けた日から当該教育課程等特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、学部等における先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る先導的な教育を継続することができる。認定を取り消された場合についても、これと同様とする。

附 則

この実施要項は、令和4年11月8日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和8年2月27日から施行する。

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

教育課程等特例認定大学等の認定に係る申請書

教育課程等特例認定大学等としての認定を受けたいので、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程(令和4年文部科学省告示第131号)第2条の規定に基づき、申請計画書及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書類を添えて申請します。

申請計画書

申請目的	※大学等が養成しようとする人材の在り方等に照らし、先導的な教育の実施により期待される効果に触れつつ、目指すべき姿を明らかにして記載すること。
先導的な教育を行う学部等	※先導的な教育を行う学部等の名称を記載すること。当該学部等が複数にわたる場合は、当該学部等の名称を全て記載すること。
先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定	※特例対象規定の条項（例：大学設置基準第 32 条第 5 項）を記載すること。
先導的な教育の実施内容	※大学等が行おうとする先導的な教育について、教育課程編成の基本的な考え方のほか、授業科目や教育活動の概要、教員等も含めた教育実施体制の確保、成績評価の際の留意点等の観点から、具体的に記載すること。
先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠	※先導的な教育の実施が、申請目的を達成する上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であり、大学の教育研究水準の向上に資することを具体的に記載すること。 ※特例対象規定の規制緩和が、先導的な教育を行う上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であることを具体的に記載すること。
学生に対する適切な配慮のための具体的な措置	※先導的な教育の実施について、あらかじめ、学生募集の際の適切に周知や在学生に対する丁寧な説明を行うことや、実施後も学生からの意見聴取や相談受けの仕組みを整備すること等の配慮措置を具体的に記載すること。 ※特例対象規定の規制緩和に対する学生保護の観点も記載すること。
実施予定期間	※「期間」だけでなく「始期」及び「終期」も記載すること。 ※学部等の設置認可の申請を予定している場合には、開設希望年度とともにその旨を記載すること。
先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証	※あらかじめ、検証の実施に係るスケジュールのほか、教育効果・成果の測定方法、測定指標等を掲げること。 ※可能な限り定量的な達成目標を設定すること。

に係る計画	※先導的な教育の取組に係るPDCAサイクルを機能させるための考え方（内部質保証）を記載すること。
-------	--

注）本申請計画書は4ページ以内を目安とし、必要な資料（例：詳細情報や工程表など。様式自由）は別途添付すること。

教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第 1 条各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類

- 1 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること	※認証評価で、教育研究活動等の状況について自ら行う点検・評価及び見直しの体制について、改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況を記載すること。 ※教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制について記載又はこれらの事項に係る情報が掲載されている大学等のホームページの URL を記載すること。
教育研究活動等の状況を積極的に公表していること	※「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会）に示された事項の例^注を参考に、大学等として特に積極的に公表している教育研究活動等の状況に係る事項を記載すること。 ※教育研究活動等の状況を公表している大学等のホームページの URL を記載すること。

- 2 申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。

※申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けたことが明記された認証評価機関又は大学等のホームページの URL を記載すること。

- 3 申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

- ☐ 申請の日前五年以内において次の①～③のいずれにも該当しない。
- ① 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
 - ② 財政状況が健全でなくなったこと。
 - ③ 上記のほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

注) 教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項の例

各授業科目における到達目標の達成状況／学位の取得状況／学生の成長実感・満足度／進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）／修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率／学修時間／「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況／卒業論文・卒業研究の水準／アセスメントテストの結果／語学力検定等の学外試験のスコア／資格取得や受賞、表彰歴等の状況／卒業生に対する評価／卒業生からの評価／入学者選抜の状況／教員一人あたりの学生数／学事暦の柔軟化の状況／履修単位の登録上限設定の状況／授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）／早期卒業や大学院への飛び入学の状況／FD・SD の実施状況／GPA の活用状況／カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況／ナンバリングの実施状況／教員の業績評価の状況／教学 IR の整備状況 等

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

教育課程等特例認定大学等の認定期間の延長に係る申請書

下記の理由により、教育課程等特例認定大学等の認定期間を、令和 年 月 日まで延長したいので、このことについて認定いただきたく、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令和 4 年文部科学省告示第 131 号）第 2 条第 5 項の規定に基づき申請します。

記

認定期間の延長を 申請する理由	
--------------------	--

以上

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

教育課程等特例認定大学等の申請計画書の変更に係る申請書

下記のとおり、教育課程等特例認定大学等の申請計画書を変更したいので、このことについて認定いただきたく、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令和 4 年文部科学省告示第 131 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

変更箇所	該当するものに☑を付すこと。 ☐ 先導的な教育を行う学部等 ☐ 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定	
変更内容 (新旧対照表)	変更後	変更前
変更理由		

※変更箇所が複数ある場合、上の表を変更箇所の数に応じて複製し、必要事項を記載すること。

以上

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

教育課程等特例認定大学等の申請計画書に係る変更届

教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令和４年文部科学省告示第 131 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更箇所	該当する項目に☑を付すこと。 ☐ 申請目的 ☐ 先導的な教育の実施内容 ☐ 先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠 ☐ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置 ☐ 実施予定期間 ☐ 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画	
変更内容 (新旧対照表)	変更後	変更前
変更理由		
変更年月日		

※変更箇所が複数ある場合、上の表を変更箇所の数に応じて複製し、必要事項を記載すること。

以上

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

教育課程等特例認定大学等の認定の取消に係る申請書

下記の理由により、教育課程等特例認定大学等の認定を取り消していただきたく、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程(令和4年文部科学省告示第131号)第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

認定の取消を申請する理由	
--------------	--

以上